

老朽化した空家を除却した土地の固定資産税の減免について

市では、老朽化した危険な空家を除却した場合、固定資産税を最長5か年度減免します。

■対象要件

- 住宅用地特例の適用を受けている空家であること
- 所有者等の申請に基づき老朽危険空家と認定されたもの
- 空家除却後、その土地が営利目的で使用されていないもの
- 市税の滞納をしていないこと



■事前調査

固定資産税の減免を受けるためには、空家の除却前に老朽危険空家の判定を受ける必要があります。

※空家を除却してからは、老朽危険空家の判定を受けることができなくなりますので、除却前に必ず申請してください。

■減免額

住宅用地特例を適用した場合の固定資産税額の差額。(各年度算出)

■減免期間

住宅用地特例が適用されなくなる年度から起算して5か年度(減免を受けようとする年度ごと申請が必要)

※詳しくはQRコードより市ホームページにて、または住宅課まで事前にご相談ください。

申込・問 市住宅課(市役所2階)

☎32・2120/FAX32・7800

✉juutaku@city.komatsushima.
i-tokushima.jp



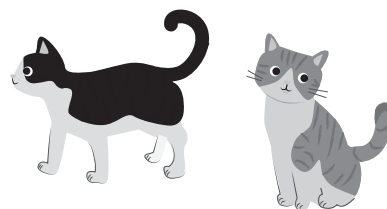
飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用補助金を交付します

小松島市では、市内に住所を有し、住民基本台帳に記載のある市民の方を対象に、市内に生息する飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせる手術費用の一部を補助しています。

■補助対象となる猫

小松島市内に生息する飼い主のいない猫

※飼い猫は補助対象外です。他人の飼い猫を、無断で捕獲しないようご注意ください。



■補助金額 1頭につき1万円(上限)

■補助頭数 20頭(先着順)※1回の申請で原則2頭まで(補助頭数が上限に達した時点で受け付けを締め切ります。)

■受付期間 11月29日(金)まで

※手術後の申請はできません。必ず、手術を受けさせる前に申請してください。

※補助金交付までの流れなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

※手術の際には、必ず「耳のVカット」をしてもらってください。未実施の場合は、補助金を交付できません。

申請・問 市環境衛生センター(芝生町花谷3番地) ☎32・8290/FAX32・8295

✉eiseicenter@city.komatsushima.i-tokushima.jp

普通救命講習のご案内

～あなたの勇気が「命」を救います～

消防本部では、毎月第3日曜日に普通救命講習を開催しています。

AEDを用いた心肺蘇生法、異物除去法や止血法などの応急手当を学ぶコースです。

主に成人に対する処置の方法を学んでいただきます。

講習修了者には、修了証が交付されます。

■講習日 毎月第3日曜日

■講習時間 3時間(午前9時～正午まで)

※おおむね1ヶ月以内に、応急手当WEB講習(総務省消防庁の応急手当WEB講習)を事前に受講し、受講証明書を提出していただいた場合は、講習時間を1時間短縮し午前10時～正午(2時間)にすることができます。

■受講者数 1～20名程度

■場所 消防本部(横須町1-1)

■受講条件 講習日1週間前までの事前予約が必要です。

※中学生以上の方を対象としています。ただし、保護者または引率者が同伴する場合はこの限りではありません。



問
||
お問い合わせ先

申込・問 〒773-8501 小松島市横須町1番1号 小松島市消防署・救急係 ☎33・1200



2024年(令和6年)6月5日
広報こまつしま

小松島市役所 代表☎32・2111 〒773-8501 徳島県小松島市横須町1番1号
電話番号に市外局番の記載がない場合、市外局番は「0885」です。